

令和8年度強度行動障がい支援者養成等研修実施業務仕様書

この仕様書は、鳥取県（以下「甲」という。）が実施する令和8年度強度行動障がい支援者養成等研修実施に係る業務の内容を定めたものであり、受託者（以下「乙」という。）は、この仕様書に基づき業務を実施するものとする。

第1 業務名等

- 1 業務名 令和8年度強度行動障がい支援者養成等研修実施業務（以下「本業務」という。）
- 2 業務期間 契約締結日から令和9年3月12日まで

第2 業務の実施方法

- 1 甲と乙は、本業務を円滑に行うため、第3に掲げる研修のそれぞれの開催時期等について随時協議を行うものとする。
- 2 研修の実施にあたっては、乙は研修内容の検討を行うための検討会（以下「検討会」という。）を開催するものとし、甲は、必要に応じて検討会に参加するものとする。
- 3 第2の2の検討会の構成員は、国指導者研修（厚生労働省その他の国立機関が主催する研修で、第3に掲げる研修に関するものをいう。以下同じ。）の修了者及び強度行動障がい支援に係る学識経験者等、必要に応じて甲と協議し、決定するものとする。
- 4 契約に定める実施手続等及び経費負担は、次のとおりとする。
 - (1) 乙は、本業務の実施にあたり、契約締結後40日以内に様式第1号により実施計画を甲に提出し、甲の承認を受けなければならない。
 - (2) 乙は、本業務の全部又は一部を変更しようとするときは、様式第2号により変更実施計画を甲に提出し、甲の承認を受けなければならない。
 - (3) 乙は、第3に定める各研修の終了後、様式第3号により当該研修に係る遂行状況の報告を行うものとする。
 - (4) 乙は、本業務が完了したとき（業務を中止したときを含む。）は、30日以内又は令和9年3月12日のいずれか早い日までに様式第4号により実績報告を行うものとする。実績報告に添付する資料は、第2の4（3）の遂行状況の報告の際、提出した資料以外のものとする。
 - (5) 受講者の募集及び決定等の手続は、次のとおりとする。
 - ア 乙は、研修実施にあたりあらかじめ募集要項を定めるものとする。なお、当該募集要項は配布する前に甲の承諾を得ること。
 - イ 乙は、原則として研修開始予定日の1か月前から各種広報媒体を利用して受講者の募集を行うものとする。ただし、事前課題の提出が必要な研修については、研修開始予定日の2か月前から各種広報媒体を利用して受講者の募集を行うものとする。
 - ウ 乙は、イによる研修の応募者が定員を超過した場合には、必要に応じて甲と協議し、受講者を決定するものとする。
 - エ 乙は、受講者の決定をしたときは、募集要項で定めるところにより、必要な事項を各応募者に通知するものとする。
 - オ 乙は、受講者の出席状況について研修出席簿等を作成することで確実に把握する。
 - カ 乙は、研修を実施するにあたっては、今後の企画作成の参考とするため、受講者に対しアンケートを実施し、アンケート結果を整理した上で甲に報告するものとする。
 - キ 乙は、実施した研修ごとに、研修修了者名簿の電子ファイルを作成し甲に提出する。
 - ク 甲は、国資格研修（研修修了が報酬の算定要件となっている研修をいう。以下同じ。）について、修了証書を作成し、乙に引き渡すこととし、乙は当該修了証書を研修修了者に交付する。
 - ケ 乙は、実施した研修ごとに事後的な評価を行うため、関係者を集めた振り返りを行うこと。

(6) 研修実施に係る経費負担の取扱いは、次のとおりとする。

ア 乙は、研修の実施にあたって、受講者から実費相当額を徴収できるものとし、実施計画提出の際、実費相当額の上限額を報告する。なお、実費相当額の範囲は、研修資料作成に要する経費及び実習中の事故に係る賠償責任を補償するための保険料とする。

イ 修了証書の印刷に要する経費は、甲の負担とする。

第3 事業内容

第2の1に掲げる研修は次のとおりとする。

- 1 行動援護従業者養成研修
- 2 強度行動障がい支援者養成研修
- 3 障害福祉サービス従業者課題別研修

第4 研修仕様

1 行動援護従業者養成研修

(1) 概要

行動援護事業所のサービス提供責任者及び行動援護業務に従事しようとする者を対象として、知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等であって常時介護を要するものにつき、当該障がい者等の特性の理解や評価、支援計画シート等の作成及び居宅内や外出時における危険を伴う行動を予防又は回避するために必要な援護等に関する知識及び技術の修得を目的に研修を実施する。

(2) 実施方法等

アの規程に基づき、イの時間数及び内容等に従って研修を実施する。

ア 研修実施根拠規程

(ア) 鳥取県居宅介護職員初任者研修等実施要綱（平成15年6月30日付障第564号鳥取県福祉保健部長通知）

(イ) 指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年厚生労働大臣告示第538号）

(ウ) 居宅介護従業者養成研修等について（平成19年1月30日付障発第0130001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

(エ) 「強度行動障害支援者養成研修事業の実施について（運営要領）」（平成29年8月3日付障発0803第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

イ 時間数及び内容等

方法	時間数	内 容	備 考
講義	1.5 時間	・強度行動障がいがある者の基本的理解	【実施箇所】 1 箇所 【受講定員】 30 人 【その他】 国資格研修
	5.0 時間	・強度行動障がいに関する制度及び支援技術の基礎的な知識	
	3.0 時間	・強度行動障がいのある者へのチーム支援	
	0.5 時間	・強度行動障がいと生活の組み立て	
小計	10.0 時間		
演習	1.0 時間	・基本的な情報収集と記録等の共有	
	3.0 時間	・行動障がいがある者の固有のコミュニケーションの理解	
	1.5 時間	・行動障がいの背景にある特性の理解	
	3.0 時間	・障がい特性の理解とアセスメント	
	3.0 時間	・環境調整による強度行動障がいの支援	
	1.5 時間	・記録に基づく支援の評価	
	1.0 時間	・危機対応と虐待防止	
小計	14.0 時間		
合計	24.0 時間		

2 強度行動障がい支援者養成研修

(1) 概要

この研修は、基礎研修、実践研修に区分して実施する。

ア 基礎研修

原則として、障害福祉サービス事業所等において、知的障がい、精神障がいのある児者を支援対象にした業務に従事している者、今後従事する予定のある者若しくは障害福祉サービス事業所等の連携医療機関等において治療に当たる医療従事者又は障害福祉サービス事業所等と連携し強度行動障がいのある児童生徒の支援に当たる特別支援学校の教師等を対象として、強度行動障がいを有する者に対し適切な支援を行うための知識、技術を修得させることを目的に研修を実施する。

イ 実践研修

基礎研修を修了した者又は修了予定の者のうち、原則として、障害福祉サービス事業所等において、知的障がい、精神障がいのある児者を支援対象にした業務に従事している者、今後従事する予定のある者若しくは障害福祉サービス事業所等の連携医療機関等において治療に当たる医療従事者又は障害福祉サービス事業所等と連携し強度行動障害のある児童生徒の支援に当たる特別支援学校の教師等を対象として、強度行動障がいを有する者に対し適切な支援計画を作成するための知識、技術を修得させることを目的に研修を実施する。

(2) 実施方法等

アの資料等を参考に、イの時間数及び内容等以上のものとし、受講者の希望等を考慮して、適宜、時間数の延長や必要な科目の追加を行うこととする。

ア 研修実施参考資料

(ア) 「強度行動障害支援者養成研修事業の実施について(運営要領)」(平成29年8月3日付障発0803第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

(イ) 強度行動障害支援者養成研修【基礎研修】受講者用テキスト((独法) 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園)

イ 時間数及び内容等

(ア) 基礎研修

方法	時間数	内 容	備 考
講義	1.5 時間 5.0 時間	・強度行動障がいがある者の基本的理解 ・強度行動障がいに関する制度及び支援技術の基礎的な知識	【実施箇所】 1 箇所 【受講定員】 40 人 【その他】 国資格研修
小計	6.5 時間		
演習	1.0 時間 3.0 時間 1.5 時間	・基本的な情報収集と記録等の共有 ・行動障がいがある者の固有のコミュニケーションの理解 ・行動障がいの背景にある特性の理解	
小計	5.5 時間		
合計	12.0 時間		

(イ) 実践研修

方法	時間数	内 容	備 考
講義	3.0 時間 0.5 時間	・強度行動障がいのある者へのチーム支援 ・強度行動障がいと生活の組み立て	【実施箇所】 1 箇所 【受講定員】 30～50 人 【その他】 国資格研修
小計	3.5 時間		
演習	3.0 時間 3.0 時間 1.5 時間 1.0 時間	・障害特性の理解とアセスメント ・環境調整による強度行動障害の支援 ・記録に基づく支援の評価 ・危機対応と虐待防止	

小計	8.5 時間	
合計	12.0 時間	

3 障がい福祉サービス従業者課題別研修

強度行動障がい有者者の支援に携わる障がい福祉サービス事業所等の職員を対象として、強度行動障がい支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）の内容をさらに発展させ、実践的な支援技術及び専門性を有する支援現場のリーダーの養成を目的に研修を実施する。

(1) 実施方法等

次に示す区分及び開催日数等に従って研修を実施する。

区 分	開催日数	内 容	備考
強度行動障がい支援者養成研修専門研修	6日程度	<ul style="list-style-type: none"> ・強度行動障がいについて ・事例検討 ・グループスーパービジョン ・PDCAサイクル（支援方法の立案、実施、評価及び再検討の一連の取組）の実践 ・実践報告 等 	【受講定員】20人

第5 その他

- 1 第4 研修仕様に掲げる研修の実施のために必要な会場の借り上げ、講師の招へいその他の経費は、乙の負担とする。
- 2 乙は、研修の実施にあたっては、バリアフリー環境の整備された会場で開催するなど基礎的環境整備に努めるとともに、各受講生の要望に応じ、最大限の合理的配慮を提供すること。
- 3 仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。